

別表第2 参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工事の実施 最終処分場事業に係る建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報                             <ol style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄の濃度の状況</li> <li>気象の状況</li> </ol> </li> <li>調査の基本的な手法                             <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄の濃度の状況                                     <p>大気汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> </li> <li>風の状況                                     <p>気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> </li> </ol> </li> <li>調査地域                             <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> </li> <li>調査地点                             <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> </li> <li>調査期間等                             <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法                             <p>事例の引用又は解析</p> </li> <li>予測地域                             <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> </li> <li>予測地点                             <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> </li> <li>予測対象時期等                             <p>建設機械の稼働等による硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p> </li> </ol>
	土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動 最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立）	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報                             <ol style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄の濃度の状況</li> <li>気象の状況</li> </ol> </li> <li>調査の基本的な手法                             <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄の濃度の状況                                     <p>大気汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> </li> <li>風の状況</li> </ol> </li> </ol>

			<p>気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域          硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて硫酸酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点          硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫酸酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等          春夏秋冬ごとに各1週間</p>	<p>特性を踏まえて予測地域における硫酸酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等          施設の稼働等が定常状態となる時期及び硫酸酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	工事の実施	飛行場事業、火力発電所事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報          (1) 二酸化窒素の濃度の状況          (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析          (1) 二酸化窒素の濃度の状況          二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法          (2) 風の状況          気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法          事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域          調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等          建設機械の稼働等による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
		水力発電所事業及び地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
		最終処分場事業に係る建設機械の稼働、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
土地又は工作物の存在及び供用	飛行場事業に係る航空機の運航、飛行場の施設の供用	火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報          (1) 二酸化窒素の濃度の状況          (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法          大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p>

最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>
工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	<p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間</p>	<p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
道路事業に係る自動車の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p>
火力発電所事業に係る資材等の搬出入	<p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>
最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>
焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入	<p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p>	<p>4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
し尿処理施設事業に係るし尿の搬入	<p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p>	
流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入	<p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	
工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入	<p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な</p>	
土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石又は鉱物の搬出入		
残土処分場事業に係る残土の搬入		
畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る廃棄物等の搬出入		

			<p>情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間</p>	
硫化水素	土地又は工作物の存在及び供用	地熱発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 硫化水素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（風の状況については、気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 硫化水素の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算又は風洞模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫化水素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用	<p>火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受け</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環</p>

			<p>るおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間</p>	<p>境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
	<p>道路事業に係る自動車の走行 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入</p>		<p>1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
石炭粉じん	<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の有無、施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじんの状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 降下ばいじんの状況 デポジットゲージ又はダストジャーによる測定の方法 (2) 風の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 石炭粉じんの拡散の</p>

			<p>気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>特性を踏まえて予測地域における石炭粉じんに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
粉じん等	<p>工事の実施</p> <p>道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>飛行場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	
土地又は工作物の存在及び供用	<p>最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係るプラント及び採取機</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係</p>	

		<p>械等の稼働</p> <p>残土処分場事業に係る残土の埋立て</p>	<p>析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
		<p>火力発電所事業に係る資材等の搬出入</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p> <p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入</p> <p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
有害物質 (大気質 に係るものに限る。)	土地又は 工作物の 存在及び 供用	<p>焼却施設事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（風の状況については、気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあ</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係</p>

			<p>ると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
騒音	工事の実施	<p>道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰<sup>せき</sup>事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械等の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
		<p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働、建設機械及び作業船の稼働</p>		
			<p>道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰<sup>せき</sup>事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る</p>

	<p>土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場事業に係る資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>火力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係るプラント及び採取機械等の稼働</p> <p>残土処分場事業に係る残土の埋立て</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
	<p>道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業及びレクリエーション施設事業に係る自動車の走行</p> <p>火力発電所事業に係る資材等の搬出入</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p> <p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入</p> <p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>

工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	計画交通量の発生が見込まれる時期
土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石又は鉱物の搬出入	5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
残土処分場事業に係る残土の搬入		
畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る廃棄物等の搬出入		
鉄道事業に係る列車の走行(地上式)	1 調査すべき情報 騒音の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
軌道事業に係る車両の走行(地上式)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
	4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
	5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
飛行場事業に係る航空機の運航	1 調査すべき情報 騒音の状況	1 予測の基本的な手法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和49年運輸省令第6号)第1条第1項に規定する算定方式
	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(飛行場及びその施設の設置の事業にあつては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場及びその施設の変更の事業にあつては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
	4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
	5 調査期間等	

			音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
振動	工事の実施	道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰 <sup>せき</sup> 事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 地盤の状況</li> <li>調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>
		最終処分場事業に係る建設機械の稼働		
		道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰 <sup>せき</sup> 事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</li> <li>調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</li> <li>予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>予測対象時期等 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>
最終処分場事業に係る資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行				

土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	1 予測の基本的な手法 振動の伝搬理論に基づく予測式による計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）
	最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働（陸上埋立）、浸出液処理施設の稼働（陸上埋立）	4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動		
	土石採取事業及び鉱物掘採事業に係るプラント及び採取機械等の稼働		
	残土処分場事業に係る残土の埋立て		
道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業及びレクリエーション施設事業に係る自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期	
火力発電所事業に係る資材等の搬出入			
最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行			
焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入			
し尿処理施設事業に係るし尿の搬入			
流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入			
工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入			
土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石又は鉱物の搬出入			
残土処分場事業に係る残土の搬入			
畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る廃棄物等の搬出入			
鉄道事業に係る列車の走行	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法	

		軌道事業に係る車両の走行	<p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	<p>最終処分場事業に係る廃棄物の存在・分解</p> <p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 悪臭の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 悪臭の状況 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条及び第5条の規定により環境庁長官が定める方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式（プルーム式及びパフ式）による計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び悪臭に係る環境影響が最大となる時期</p>

			及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
水の汚れ	土地又は 工作物の 存在及び 供用	<p>道路事業に係る休憩所の供用</p> <p>飛行場事業に係る飛行場の施設の供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在、浸出液処理水の排出</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>レクリエーション施設事業に係る施設の供用</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	工事の実 施	<p>道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、し</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 流量の状況</p> <p>(4) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による水の濁り</p>

	<p>ゆんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>火力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>	<p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>に係る環境影響が最大となる時期</p>
土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る休憩所の供用</p> <p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の浸出液処理水の排出</p> <p>焼却施設事業及びし尿処理施設事業に係る施設の稼働</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採、プラント及び採取機械等の稼働</p> <p>残土処分場事業に係る残土の埋立て</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水温</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p>

	<p>火力発電所事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の供用等が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
富栄養化	<p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>火力発電所事業、し尿処理施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p> <p>レクリエーション施設事業に係る施設の供用</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 富栄養化の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>(4) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>

			評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
溶存酸素量	土地又は工作物の存在及び供用	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在 湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 溶存酸素量の状況</p> <p>(2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の供用等が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
水素イオン濃度	工事の実施	ダム事業に係るダムの堤体の工事 水力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水素イオン濃度の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事等による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>

			<p>イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	
有害物質 (水質に係るものに限る。)	土地又は 工作物の 存在及び 供用	<p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在、浸出液処理水の排出</p> <p>焼却施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 有害物質の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質については、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質 (農薬に限る。)	土地又は 工作物の 存在及び 供用	レクリエーション施設事業に係る施設の供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 農薬の濃度の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び農薬の変化の特性を踏まえて農薬の濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の農薬の濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>農薬に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、農薬成分の拡散の特性を踏まえて農薬の濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>農薬成分の拡散の特性を踏まえて予測地域における農薬の濃度に</p>

			<p>流域の特性及び農薬の変化の特性を踏まえて調査地域における農薬の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態となる時期及び農薬に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び農薬の変化の特性を踏まえて調査地域における農薬の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態となる時期及び農薬に係る環境影響が最大となる時期</p>
水底の泥土	土地又は工作物の存在及び供用	せき せき 堰事業に係る堰の供用及び たん 湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水底の泥土及びその調査時の流量 (2) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
有害物質 (底質に係るものに限る。)	工事の実施	火力発電所事業に係る建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

			<p>を適切かつ効果的に把握することができる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>3 予測地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水の塩素イオン濃度	土地又は工作物の存在及び供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の塩素イオン濃度の状況</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>(3) 地質の状況</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>塩素イオン濃度に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	<p>せき 堰事業に係る せき 堰の供用及び せき たん 湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の水位の状況</p> <p>(2) 地質の状況</p> <p>(3) 河川の水位の状況</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>地下水の水位に係る</p>

			<p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>環境影響を的確に把握できる時期</p>
地下水の流れ	工事の実施	最終処分場事業に係る造成工事及び施設の設置等	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の状況</p> <p>(2) 地下水の利用状況</p> <p>(3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による地下水の流れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場事業に係る最終処分場の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の状況</p> <p>(2) 地下水の利用状況</p> <p>(3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態となる時期</p>
有害物質（地下水）	土地又は工作物の	最終処分場事業に係る最終処分場の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 有害物質の濃度の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質の収支に関</p>

<p>の水質に係るものに限る。)</p>	<p>存在及び供用</p>		<p>(2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質については、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性及び有害物質の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性及び有害物質の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>温泉</p>	<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>地熱発電所事業に係る施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 温泉の分布の状況 (2) 温泉の主成分、温度及びゆう出量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 温泉の特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 温泉の特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 温泉の特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、温泉の特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 温泉の特性を踏まえて予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
<p>流向及び流速</p>	<p>土地又は工作物の</p>	<p>火力発電所事業に係る地形変化後の土地及び施設存在、</p>	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 数値モデルによる理</p>

	<p>存在及び供用</p> <p>施設の稼働</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在、工場等における事業活動</p>	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期並びに流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>工事の実施</p> <p>道路事業に係る工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置</p> <p>最終処分場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると</p>

		堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在 飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在 水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在 火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在 最終処分場事業に係る最終処分場の存在 公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採 残土処分場事業に係る残土処分場の存在	域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	認められる地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
地下水の水位の低下による地盤沈下	土地又は工作物の存在及び供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域におけ	1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下によ

			<p>る地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>る地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地盤変動	土地又は工作物の存在及び供用	地熱発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 地盤変動の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
土壌汚染	土地又は工作物の存在及び供用	<p>焼却施設事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土壌汚染の状況 (2) 土地利用の履歴及び状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質等については、土壌の汚染に係る環境基準に定める項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土壌の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における土壌汚染の現状を的確に把握し、土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土壌汚染の特性を踏まえて予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び土壌汚染に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>

			調査地域における土壌汚染の現状を的確に把握し、土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る道路（嵩上式）の存在</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設（嵩上式）の存在、軌道事業に係る軌道施設（嵩上式）の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事が完了する時期</p>
動物に係る重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	工事の実施	<p>道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 陸生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 水生動物については、対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価する</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事による重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

	<p>除去</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>	<p>ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行</p> <p>農道事業に係る農道の存在、自動車の走行</p> <p>林道事業に係る林道の存在、自動車の走行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 主な水生動物に関する動物相の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 陸生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在、残土の埋立て</p>		
海域に生息する動物	<p>工事の実施</p> <p>火力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	
土地又は工作物の存在及び供用	<p>火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在、工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p>	

			<p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
植物に係る重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）	工事の実施	<p>道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 陸生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

	<p>事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>		
土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>せき堰事業に係るせき堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 陸生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		業に係る土石採取又は鉱物掘採		
		残土処分場事業に係る残土処分場の存在、残土の埋立て		
海域に生育する植物	工事の実施	火力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
		公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事		
		工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設		
土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
		公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在		
		工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在、工場等における事業活動		
地域を特	工事の実	道路事業に係る切土工等又は	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

<p>徴づける生態系</p>	<p>既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>	<p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種</p>

	<p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在、残土の埋立て</p>	<p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>せき堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出すること</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域におけ</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 (2) 主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主</p>

		<p>となる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在</p>	<p>る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>工事の実施</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>せき 堰事業に係る せき 堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>水力発電所事業、火力発電所事業及び地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場事業に係る造成工</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事による主要な人</p>	

	事及び施設の設置等 公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事	地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
土地又は工作物の存在及び供用	道路事業に係る道路の存在 農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在 ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在 堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在 湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在 飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在 水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水 火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、資材等の搬出入 地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在 最終処分場事業に係る最終処分場の存在 公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期

		<p>等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在</p>	
建設工事に伴う副産物	工事の実施	<p>道路事業、鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>	<p>1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間</p>
廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	<p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業及びし尿処理施設事業に係る廃棄物の発生</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法 施設の稼働等に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期</p>

		農用地造成事業に係る農用地の使用		
		レクリエーション施設事業に係る施設の供用		
		土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採、プラント及び採取機械等の稼働		
		畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働		
二酸化炭素	土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 施設の稼働等に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握</li> <li>2 予測地域 対象事業実施区域</li> <li>3 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期 (最大となる時期を設定することができる場合に限る。)</li> </ol>
メタン	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場事業に係る廃棄物の存在・分解		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 対象事業実施区域</li> <li>3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</li> </ol>
備考				
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</li> <li>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</li> <li>3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</li> <li>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</li> <li>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</li> <li>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</li> <li>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</li> <li>8 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</li> <li>9 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</li> <li>10 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路及び一般国道等に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。</li> </ol>				